

## 公的研究費等の取扱規程

この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、株式会社クオレ・シー・キューブ（以下「当社」という。）における公的研究費等の適切な取扱いに関して必要な事項を定める。

### （責任体制の明確化）

第1条 当社の監査における責任者とその役割を以下の通り定める。

#### 1 最高管理責任者

- 一 機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。
- 二 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 三 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- 四 様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

#### 2 統括管理責任者

- 一 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 二 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 三 実施状況を最高管理責任者に報告する。

#### 3 コンプライアンス推進責任者

- 一 統括管理責任者の指示の下、機関内の各部門等における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
- 二 自己の管理監督又は指導する部門等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 三 不正防止を図るため、部門等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 四 自己の管理監督又は指導する部門等において、定期的に啓発活動を実施する。
- 五 自己の管理監督又は指導する部門等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### （告発等の通報・相談窓口）

第2条 当社は、不正行為に関する告発（当社の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以

下「通報・相談窓口」という。)を設置し、名称及び連絡先をホームページにて公表する。

### (調査の実施)

第3条 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

- 2 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- 3 本調査委員会は、次の各号の者をもって構成する。ただし、委員が被通報者である場合は、最高管理責任者が別に指名することができる。
  - 一 統括管理責任者
  - 二 統括管理責任者が委嘱する職員若干名
  - 三 弁護士、公認会計士等の第三者から統括管理責任者が委嘱する者若干名
  - 四 その他統括管理責任者が必要と認めた者若干名
- 4 被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。
- 5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- 6 本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定する。

### (報告)

第4条 当社は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 6 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発

者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

#### （不服申立て）

第5条 不正行為と認定された被告発者は、上記第6項に規定する通知を行った日から30日以内に、最高管理責任者に対し不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立てに当たっては、調査対象者及び通報者等は、所定の不服申立書に申立ての根拠を示す資料等（以下「不服申立書等」という。）を添えて、最高管理責任者に提出しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知し、その事案に係る配分機関等に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 4 最高管理責任者は、不服申立書等を受理した場合は、その趣旨・理由等を勘案し、再調査が必要であると判断したときは速やかに再調査を開始する。
- 5 再調査に当たっては、第3条並びに第4条の規定を準用する。

#### （懲戒）

第6条 最高管理責任者は、第3条による調査結果を理事会に報告する。

理事会は、不正行為があったと認定された場合は、不正に関与した者について、必要に応じて就業規則に基づく処分等を行うものとする。

- 2 私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

#### （公表）

第7条 最高管理責任者は、不正行為と認定された場合、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに正使用を行った者のその内容、氏名その他必要な事項を公表する。

- 2 不正使用と認定されなかった場合、原則として当該認定に係る公表は行わない。なお、認定前に該当事案が外部に漏えいした場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、不正使用がなかった旨その他必要な事項を公表する。

#### （守秘義務）

第8条 当社の構成員はこの規程に基づき、不正使用に関する全ての関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、当該業務に関連して知り得た通報等の内容及

び事実関係の調査から得られた秘密を他に洩らしてはならない。

#### **(不利益取扱いの禁止)**

第 9 条 通報等に基づく調査の実施にあたり通報者等の秘密を守るため、当該通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

- 2 通報者及び調査協力者は、通報に基づく調査への協力等を理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。
- 3 不正行為があったと認定されなかったときは、悪意や不正目的の通報等に基づき行われた場合を除き、必要に応じて通報者、調査対象者及びその他関係者への不利益発生を防止するための措置を講ずる。

#### **(不正な取引に関与した取引先への対応)**

第 10 条 当社と取引の契約を締結する業者等は、本規定並びに不正に関与しないことを遵守し、契約締結の前に別に定める様式により誓約書を提出するものとする。

- 2 不正行為に関する取引業者からの告発については、本規定第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 9 条を準用する。
- 3 調査により不正と認定された場合、当社は当該業者の取引停止の期間を定め、取引停止を行うものとする。
- 4 前項により当該業者との取引停止を行う場合は、業者名、取引停止期間を社内に周知しなければならない。
- 5 取引業者が過去の不正取引について、当社に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあるものとする。

#### **(規定の改廃)**

第 6 条 この規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

付則 2022 年 11 月 1 日制定